

体罰等

体罰は指導ではありません。法律で禁止されている行為です。法律で認められている懲戒との区別は、「知らなかった」では済まされません。

また、体罰は児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教職員及び学校への信頼を失墜させる行為です。さらに、児童生徒に肉体的苦痛を与えるばかりでなく、暴力で問題を解決する考えを植えつけ、いじめや暴力行為などの連鎖を生む恐れもあります。

1 不祥事の事例

※この事例は実際にあった事案を参考に作成

事例1 清掃の指導中、児童 A が何度注意しても全く指導に従わない様子から、教員 B はカットとなり、児童 A に詰めより、思わず胸ぐらを掴んで片付けるよう言った。児童 A は、自分が指導されているとは思っていなかった。それを見ていた他の児童も、いつ自分がやられるかと恐怖を感じた。

事例2 教員 C は、自身の学生時代の経験を踏まえ、部活動指導に熱心に取り組んでいた。厳しい指導や練習にも耐え、自分に付いてきてくれる生徒の存在は頼もしく、信頼関係は良好と感じていた。練習試合で思うようにプレーしない生徒に対し、喝を入れるつもりで足を蹴った。全ては生徒の成長のためだと思っていた。しかし、受けた生徒は、先生に対して抵抗できず、嫌な気持ちや部活に対するモチベーションの低下を感じた。

事例3 授業中私語を止めない生徒達に対し、教員 D は「なめてんのか」「ばか野郎」などと暴言を繰り返した。また、指導したことができない生徒 E に対し、「何度言わせるんだ」「なぜできない」などと執拗に責め立て、生徒 E は学校を休みがちになってしまった。

2 懲戒と体罰等の違い

学校教育法 第11条

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

懲戒とは 退学、停学、訓告の他に、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常、注意、叱責、居残り、別室指導、起立、宿題、清掃、学校当番の割当てなど

体罰等とは ①身体に対する侵害を内容とするもの

(殴る、蹴る、突き飛ばす、つねる、物を投げつける、髪を切る等)

②児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの

(正座・直立等特定の姿勢を長時間保持させる、トイレに行かせず教室に残留させる等)

③常習的又は悪質な暴言や威嚇

(人格を否定するような暴言、大きな声や威圧的な態度等の高圧的な指導等)

その区別 教員等が児童生徒に対して行った懲戒行為が体罰等に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。

ポイント 懲戒が必要な状況においても、決して体罰等によることなく、粘り強く指導することが必要です。また、執拗な叱責や高圧的な指導により、児童生徒が日常的に恐怖に怯えている状況は、教員の権威に頼った不適切な指導に当たります。

【参考】H25.3.13 24 文科初第 1269 号「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」

3 アンガーマネジメント ～怒りをうまくコントロールする方法～

体罰等について知識として理解していても、ついカッとなって、衝動を抑えられず結果的に体罰行為に至ってしまうケースも少なくありません。どのような状況で「怒り」を感じるか、まずは自身の特性を理解しましょう。

- ・ 思い通りにならない相手や状況と向き合った時、不満を持ち、怒りを覚えているのでは？
- ・ 児童生徒の個々の状況や発達過程を受け入れて、粘り強く指導する余裕がない時に、焦りからカッとなって怒ってしまうのでは？



怒りを覚ったら、まずは6秒待ちましょう。
(怒りのピークは6秒とされています)
深呼吸をする、その場を離れてみるのも方法です。
また、「～べき」と思わず、他の方法を考えてみましょう。



4 考えてみよう

- ① 体罰等の認識が甘い雰囲気や、見て見ぬふりをするような雰囲気はありませんか。
- ② 教職員の体罰等を見聞きした時、直ちに管理職に報告するなど適切に対応していますか。
- ③ 以下の項目について、自身の考えや言動を振り返ってみましょう。
 - 体罰は、人権侵害であり、児童生徒の精神状態に大きく影響することを知っていますか。
 - 児童生徒に対して、毅然とした態度と威圧的な態度を混同していませんか。
 - 教員の権威に頼り、自分の思いどおりに児童生徒を動かそうとする姿勢はありませんか。
 - 自分の考えと違った児童生徒の発言でも、その言い分などを受け止め、冷静に対応していますか。
 - 児童生徒に対して感情的になり、言葉遣いが乱暴になっていませんか。
 - 児童生徒の反応を考えず、この程度ならと安易に叩くなどしていませんか。
 - 特定の児童生徒に対し、いらだつ気持ちや偏見の目をもって接していませんか。
 - 児童生徒の個々の状況を踏まえた適切な指導ができるよう、指導力の向上に努めていますか。
 - 部活動は勝利至上主義ではなく、生徒の心身の健全な成長を目標としていますか。

5 問われる責任

- (1) 行政上の責任・・・懲戒処分(免職等) (2) 刑事上の責任・・・懲役、罰金等
(3) 民事上の責任・・・損害賠償等 (4) 社会的な責任・・・報道等

【参考】

懲戒処分の基準 第2 4 (1) 体罰等

- ア 体罰を加えたことにより、児童生徒を死亡させ、又は児童生徒に重篤な後遺症を負わせた職員は、免職とする。
- イ 体罰を常習的に加えていたとき、悪質な態様の体罰を行ったとき、又は体罰を加えた事実を隠蔽したときは、当該職員は停職又は減給とする。
- ウ ア又はイ以外で、体罰により、児童生徒に傷害を負わせた職員は、停職、減給又は戒告とする。
- エ アからウまで以外で、体罰を加えた職員は、戒告とする。
- オ 常習的な若しくは悪質な態様の暴言、威嚇若しくは児童生徒の尊厳やプライバシーを損なうような指導などの不適切な指導を行った職員、又は暴言、威嚇若しくは児童生徒の尊厳やプライバシーを損なうような指導などの不適切な指導を行った事実を隠蔽した職員は、停職、減給又は戒告とする。

刑法 第204条 傷害、第208条 暴行

- 第二百四条 人の身体を傷害した者は、十五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
- 第二百八条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。